

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年6月30日

【事業年度】 第52期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

【会社名】 シノブフーズ株式会社

【英訳名】 SHINOBU FOODS PRODUCTS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松本崇志

【本店の所在の場所】 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

【電話番号】 06(6477)0113(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部副本部長 長尾正史

【最寄りの連絡場所】 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

【電話番号】 06(6477)0113(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部副本部長 長尾正史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (百万円)	47,300	49,068	52,488	45,480	48,653
経常利益 (百万円)	1,034	1,096	1,263	1,110	1,540
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	692	750	1,093	791	1,081
包括利益 (百万円)	728	756	1,040	833	1,085
純資産額 (百万円)	11,528	11,952	12,796	13,425	14,190
総資産額 (百万円)	21,264	27,850	29,978	30,350	30,941
1株当たり純資産額 (円)	903.90	952.05	1,019.29	1,066.55	1,142.21
1株当たり当期純利益 (円)	54.66	59.53	88.19	63.62	87.21
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	53.86	58.81	86.52	62.61	86.33
自己資本比率 (%)	53.8	42.4	42.2	43.9	45.6
自己資本利益率 (%)	6.2	6.5	8.9	6.1	7.9
株価収益率 (倍)	14.7	11.8	7.0	9.4	7.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,766	2,143	1,666	3,166	2,591
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,964	△4,348	△3,913	△1,196	△998
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△623	5,296	795	△320	△792
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	1,392	4,484	3,032	4,681	5,482
従業員数 (名)	495 (2,200)	499 (2,108)	501 (2,044)	509 (1,908)	521 (2,091)

(注) 1 従業員数欄の(外書)は、アルバイト従業員(1日8時間労働換算の期中平均雇用人員)であります。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第52期の期首から適用しており、第51期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (百万円)	47,177	48,979	52,470	45,480	48,653
経常利益 (百万円)	1,024	1,088	1,310	1,102	1,532
当期純利益 (百万円)	692	748	1,144	786	1,077
資本金 (百万円)	4,693	4,693	4,693	4,693	4,693
発行済株式総数 (千株)	13,900	13,900	13,500	13,500	13,500
純資産額 (百万円)	11,196	11,625	12,573	13,124	13,881
総資産額 (百万円)	21,082	27,666	29,866	30,263	30,854
1株当たり純資産額 (円)	880.00	927.94	1,001.70	1,042.84	1,117.64
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	15.00 (7.50)	16.00 (7.50)	17.00 (8.00)	17.00 (8.50)	20.00 (8.50)
1株当たり当期純利益 (円)	54.60	59.43	92.25	63.24	86.91
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	53.80	58.71	90.50	62.24	86.03
自己資本比率 (%)	52.8	41.6	41.6	43.0	44.7
自己資本利益率 (%)	6.3	6.6	9.6	6.2	8.0
株価収益率 (倍)	14.7	11.9	6.7	9.4	7.2
配当性向 (%)	27.5	26.9	18.4	26.9	23.0
従業員数 (名)	495 (2,200)	499 (2,108)	501 (2,044)	509 (1,908)	521 (2,091)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	112.3 (115.9)	100.8 (110.0)	90.8 (99.6)	90.7 (141.5)	97.7 (144.3)
最高株価 (円)	978	814	738	670	734
最低株価 (円)	655	584	508	564	582

- (注) 1 従業員数欄の(外書)は、アルバイト従業員(1日8時間労働換算の期中平均雇用人員)であります。
- 2 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第52期の期首から適用しており、第51期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

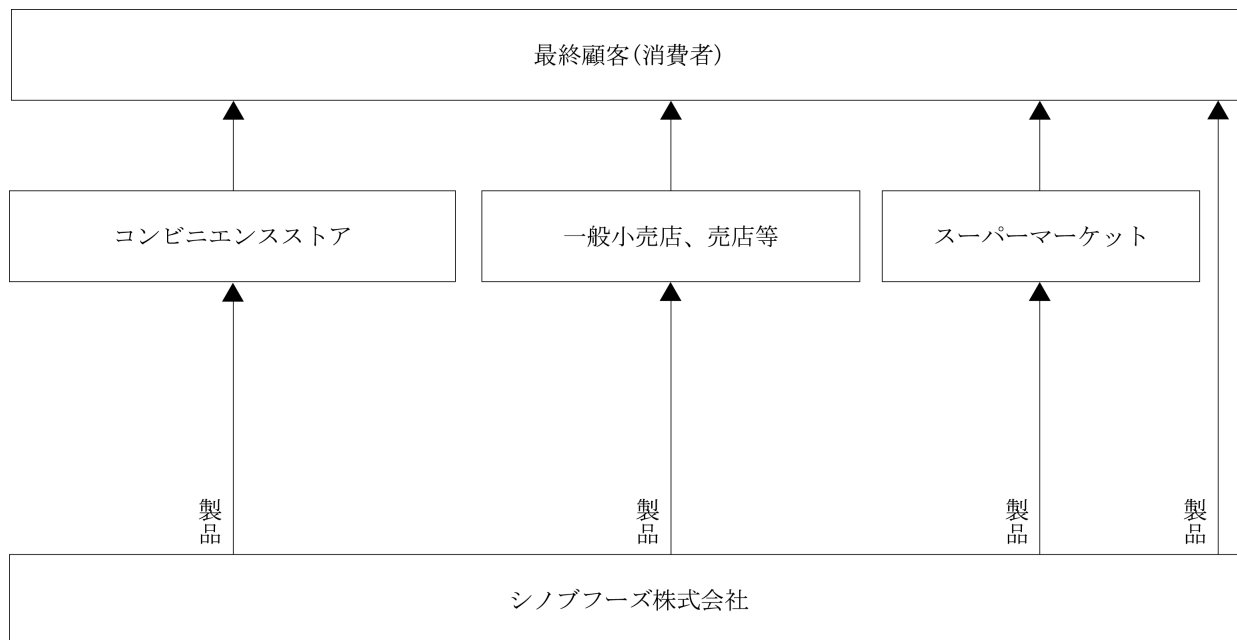
2 【沿革】

- 1971年5月 株式会社志のぶ寿司を設立、パック寿司の製造販売を開始。
- 1979年7月 おにぎりQを新発売。
- 1985年9月 手巻寿司マッキーバーを新発売。
- 1986年1月 シノブフーズ株式会社に商号変更。
- 1987年4月 大阪証券取引所に上場。
- 1988年6月 千葉県八千代市に千葉工場を新設。
- 1990年3月 愛知県海部郡十四山村(現弥富市)に名古屋工場を新設。
- 1992年4月 岡山県倉敷市の株式会社マルチ(旧岡山工場：元デリカキッチン株式会社)の全株式20,000株を取得。
- 1993年6月 大阪市西淀川区に福町第二工場(現大阪工場)を新設。
- 1994年4月 ビッグフーズ株式会社と合併し、現在地(大阪市西淀川区)に本社を移転。
- 1995年6月 大阪市西淀川区に物流センターを新設。
- 1999年4月 滋賀県栗太郡栗東町(現栗東市)に京滋工場を新設。
- 2001年1月 広島県尾道市にシノブデリカ株式会社(2011年4月、当社と合併)を設立。
- 2001年10月 尾道工場(現広島工場)を新設。
- 2003年9月 ふんわりおむすびを新発売。
- 2004年9月 大阪市西淀川区に株式会社エス・エフ・ディーを設立。
- 2004年10月 香川県観音寺市に四国工場を新設。
- 2009年11月 サンドイッチ「e p i m o u」(エピ・ムー)を新発売。
- 2010年6月 デリカキッチン株式会社より事業の全部を譲受。同社を清算(2011年2月清算終了)。
- 2011年4月 シノブデリカ株式会社を吸収合併。
- 2012年10月 大阪市西淀川区に巽パン株式会社(現マイツペーカリー株式会社)を当社70%出資で設立。
- 2013年3月 岡山工場を岡山県総社市に移転。
- 2013年7月 大阪証券取引所と東京証券取引所の現物株市場の統合に伴い、東京証券取引所に上場。
- 2016年2月 こだわりの弁当ブランド「真菜ごころ弁当」を新発売。
- 2019年6月 大阪市西淀川区に新関西工場(現関西工場)を新設。
- 2019年11月 東京都大田区に東京事業所を新設。
- 2022年4月 東京証券取引所の市場再編により、東京証券取引所市場第二部からスタンダード市場へ移行

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社及び子会社2社(株式会社エス・エフ・ディー及びマイツペーカー株式会社 以下、当社グループという)で構成され、その主な事業内容は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の製造卸販売であります。

主な事業の系統図は、次のとおりであります。



- (注) 1. 株式会社エス・エフ・ディーは、主に不動産賃貸に関する業務を行っております。
 2. マイツペーカー株式会社は、当社70%出資で設立し、主に原材料の仕入、販売を行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エス・エフ・ディー	大阪市 西淀川区	10	不動産の賃貸	100.0	役員の兼任 2名
マイツバーカー株式会社	大阪市 西淀川区	10	原材料の仕入、 販売	70.0	役員の兼任 2名

(注) 上記子会社は、有価証券届出書及び有価証券報告書を提出していません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
食品製造卸販売部門	521 (2,091)
合計	521 (2,091)

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、アルバイト従業員(1日8時間労働換算の期中平均雇用人員)であります。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
521 (2,091)	40.1	9.3	5,297

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、アルバイト従業員(1日8時間労働換算の期中平均雇用人員)であります。
- 3 平均年間給与は、入社1年以上の従業員を対象に賞与及び基準外賃金を含め、通勤手当は含めておりません。

(3) 労働組合の状況

シノプフーズ従業員組合と称し、1989年3月30日単一組合として結成され、2022年3月31日現在の組合員数は、325人であり、労使関係は円満に推移しております。

なお、連結子会社の株式会社エス・エフ・ディー及びマイツバーカー株式会社には、労働組合はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営理念及び中期経営計画

当社グループでは、「おいしさと楽しさ」をモットーに、消費者ニーズに応える商品づくりを通じ、健康で豊かな食文化の向上に貢献し、顧客、取引先、社会に信頼され、そして従業員、株主、企業それぞれが充足することをめざしていくことを企業理念としております。中食業界で事業を展開する当社グループを取り巻く環境は、少子高齢化をはじめとした社会環境の変化や業態を超えた競争の激化、また消費者ニーズの多様化など厳しい環境が続いております。さらに新型コロナウイルスの新たな変異株による感染再拡大に加え、ロシア・ウクライナ情勢の変化による世界的な資源価格や燃料価格の高騰など、国内外の経済動向はさらに厳しい状況が続くと見込まれ、中食業界におきましても、在宅勤務の増加や外出機会の減少、行楽やイベント需要の落ちこみなどもあり厳しい状況が続いております。

当社グループは、「良品づくり」のさらなるレベルアップをめざす5カ年計画をテーマとし、「販売戦略」「コスト戦略」「人財戦略」「環境戦略」を基本戦略とする、中期経営計画（2021年3月期～2025年3月期）を策定し、連結売上高550億円、連結経常利益率3.3%（「収益認識に関する会計基準」適用後）を目指しており、計画達成に向け活動を進めております。

(2) 対処すべき課題

①販売戦略

当事業年度は、カフェチェーンとの新規取引の開始や冷凍おせちをはじめ、肉巻きおにぎりの製造など冷凍事業の拡大に努める一方で、商品展示商談会等を通じた既存取引先様との深耕により売上高は好調に推移いたしました。

今後は、よりおいしさや鮮度にこだわった商品開発を軸に、冷凍事業のさらなる拡大と、鮮度感にこだわった一層の良品づくりに取り組み、皆様から評価される商品づくりに注力してまいります。

②コスト戦略

当事業年度は、購買部による主要材料の調達方法の見直しに継続して取り組み、原材料のアイテム削減や材料ロスの削減に各本部間の連携強化や情報共有により、さらなるコスト削減に取り組みました。また、省エネ効果の高い生産設備の検討・導入による燃料価格高騰への対策、生産工程の整備と人員配置の最適化を図り、生産効率の向上に取り組みました。

今後は、調達方法の見直しの継続や省エネ効果の高い生産設備の導入にともなう生産効率の向上や人員配置の最適化に努めるとともに、環境戦略にもつながっていく製造経費の削減を、部門横断的に行ってまいります。

③人財戦略

当事業年度は、コロナ禍において感染拡大防止のための社内ルールを周知徹底し、従業員の健康管理に努めました。人財の育成については、新入社員研修、昇格者研修、女性管理職研修、幹部候補者研修などの階層別研修に加え、WEBを活用した職種別勉強会を拡充し、スキルの向上や組織力の強化に取り組みました。

今後は、階層別研修や職種別勉強会に加え、短時間勤務やフレックスタイムなど、さまざまな働き方を検討し、ニーズに対応した働きやすい職場環境づくりに取り組みるとともに、将来の役員候補者や管理職候補者を教育する体制を整え、さまざまな人財の活用を図ってまいります。

④環境戦略

当事業年度は、バイオマスプラスチック25%含有素材を使用した弁当容器の拡充や、紙包材を使用したサンドイッチの販売を開始するなど、商品づくりにおける積極的な環境負荷の軽減に取り組みました。

今後は、引き続き省エネ効果の高い生産機器の導入や廃棄物の排出量削減、フードバンクの活用拡大など、SDGsを意識した環境負荷の軽減に努めてまいります。

以上により、第53期（2023年3月期）は連結売上高490億円、営業利益15.3億円、経常利益15.5億円、親会社株主に帰属する当期純利益10.9億円を見込んでおります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる事項は以下のようなものがあり、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものでありますが、リスクはこれに限定されるものではありません。

①固定資産の減損について

当社グループは、事業の用に供するさまざまな有形固定資産を有しておりますが、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の適用により、時価の下落や将来のキャッシュ・フローの状況によっては、これらの資産の減損処理が必要となる場合があります、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②災害等について

当社グループは、関東から東海・関西及び中四国地区のエリアで8工場が稼働しております。これらの地域において、大規模な地震や台風などの自然災害や大規模な事故が発生した場合、電気、ガス、水道等のライフラインの供給停止や生産設備への被害、物流の遮断やコンピューターネットワークのシステム遮断・障害の発生による、製造や供給の困難に陥ることが考えられます。また、天候不順等により原材料の生産地にて不作が生じた場合、調達価格の上昇や供給不足を招くリスクを有しており、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害の他、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症や伝染病が発生し、社会全体に甚大な影響を及ぼす場合や従業員が罹患した場合には、工場の稼働停止や売上高の減少など当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③食の安全性について

当社グループでは、「安全・安心」に注力した商品作りを徹底し、国際認証基準となる食品安全システムであるISO22000やFSSC22000などの手法に基づいた衛生管理、品質管理を行い、「食の安全性の確保」に注力しております。

しかしながら、上記の取り組みの範囲を超えた食材の根本に関わる問題が発生した場合、または、当社グループ製品に直接関係がない場合であっても、風評などにより社会的信用度が低下するなどの事態が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④法的規制について

当社グループの営んでいる事業に関する主たる法的規制には「食品衛生法」「食品表示法」「水質汚濁防止法」「製造物責任法」などがあり、これらの遵守に万全を期しています。

しかしながら、より厳格な法規制が導入されたり、規制当局の法令解釈が従来よりも厳しくなるなどにより多大な法的責任、不利な措置が課された場合や法的手続きへの対応に多大なコストがかかる場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤取引先の競合環境について

当社グループの属する中食業界では、市場規模は拡大傾向にあるものの、取引先であるコンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等において業態の垣根を越えた統合・再編の加速により競争が激化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥原材料等購入価格の高騰について

当社グループ製品の主要原材料は、米・野菜などの農産物・畜産物であり、購入価格は商品価格相場に大きく影響されます。また、天候不順や地政学リスク、為替レートなど外的な要因により、仕入価格が変動する可能性がある原材料があります。

これらの影響を吸収できなかった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦人材の確保について

当社グループでは、2,000名を超えるアルバイト労働者が従事しており、良品作りを支える重要な戦力となっており、今後の少子高齢化や労働人口の減少のなかで人材の確保は、大変重要な事項になると考えております。

今後、製造現場をはじめとする人材獲得競争の激化により人材確保が計画通りに進まなかった場合、また、最低賃金の引き上げなど法改正への対応により労働条件などの環境に変化があった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧事業環境について

当社グループでは、「おいしさと楽しさ」をモットーに当社グループならではの商品開発を進め、顧客ニーズの多様化やライフスタイルに合った商品を提供することに注力しております。

しかしながら、商品開発が顧客ニーズ等に合わなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨特定の取引先への依存について

当社グループの売上高は、株式会社ファミリーマートが全体の半分以上を占めており、同社の出店政策や価格政策などの経営戦略が変更になった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、同社との取引関係をより強固なものとするため、製品の開発、品質の向上などに努めております。なお、株式会社ファミリーマート向けの販売実績は、「3 [経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (1)経営成績等の状況の概要 ③生産、受注及び販売の実績 (c)販売実績 (注)1」に記載のとおりであります。

⑩情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、生産・販売・管理等の情報をコンピューターにより管理しております。コンピューターウイルス感染によるシステム障害やハッキングによる被害及び外部への社内情報の漏えいが発生しないようセキュリティに万全の対策を講じております。

また、運用面においては自然災害によるデータの消失に備えたバックアップを行うとともに、アクセス権限の設定、パスワード管理等により情報漏えいの防止に努めております。

しかしながら、予想を超えるサイバー攻撃や当社グループの取組みの範囲を超える事象が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による悪化から一時持ち直しの動きがみられたものの、新たな変異株による感染再拡大に加え、ロシア・ウクライナ情勢の変化による世界的な資源価格や燃料価格の高騰など、依然として厳しい状況が続いております。

当社グループは中食業界に属し、主要な取引先であるコンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等へ弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等を製造卸販売しており、当社グループを取り巻く環境は、在宅勤務の増加や外出機会の減少、行楽やイベント需要の落ちこみなどもあり、引き続き先行き不透明な状況が続いております。

こうした状況下、当社グループは、「良品づくり」のさらなるレベルアップをめざす5カ年計画をテーマとした中期経営計画（2021年3月期～2025年3月期）を策定し、4つの基本戦略、「販売戦略」、「コスト戦略」、「人財戦略」、「環境戦略」に基づき目標達成に向け取り組んでおります。

販売面では、カフェチェーンとの新規取引の開始や冷凍おせちをはじめとする冷凍事業の拡大に努め、また商品展示商談会を通じた既存取引先様との深耕により、売上高は好調に推移いたしました。開発面では、ご当地有名店とのコラボ商品の開発や、プロの料理人の料理勉強会を開催し調理のノウハウの指導を受けるなど、「内製化」「良品づくり」にこだわった商品の開発に取り組みました。

生産面では、食に携わる企業としての責任を全うするため、従来からの衛生管理に加え、政府のガイドラインに基づいた新型コロナウイルス感染症防止対策に取り組み、お客様への安全・安心な商品の提供に注力いたしました。

コスト面では、人員不足による労働コストの増加や、油類や肉類をはじめとする原材料価格や燃料価格の高騰が続いておりますが、これらを吸収するべく購買部による主要食材の調達方法の見直しを継続して行うことに加え、調理加工品アイテム数の削減や、機械化による品質及び生産性の向上、各工場間での横断的な製造経費の見直しに取り組みました。人財面では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための社内ルールを周知徹底し、従業員の健康管理に努めつつ、職種別の会議体や勉強会の拡充、経営幹部及び女性幹部候補者や新任管理職に対するWEB研修により、スキルの向上や組織力の強化と均一化に取り組みました。

環境面では、バイオマスプラスチック25%含有素材を使用した弁当容器の拡充や、紙包材を使用したサンドイッチの販売を開始するなど環境負荷の軽減に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(a) 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、現金及び預金の増加を主因に前連結会計年度末と比較して5億9千万円増加し、309億4千1百万円となりました。当連結会計年度末の負債合計は、長期借入金の減少を主因に前連結会計年度末と比較して1億7千3百万円減少し、167億5千1百万円となりました。当連結会計年度末の純資産合計は、親会社株主に帰属する当期純利益10億8千1百万円を計上する一方、配当金の支払額2億1千1百万円等により前連結会計年度末と比較して7億6千4百万円増加し、141億9千万円となりました。

(b) 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高は前期比31億7千3百万円増の486億5千3百万円、経常利益は前期比4億3千万円増の15億4千万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比2億8千9百万円増の10億8千1百万円となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は54億8千2百万円と、前連結会計年度末と比較して8億円の増加となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は25億9千1百万円（前連結会計年度は31億6千6百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益15億1百万円、減価償却費15億4千9百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は9億9千8百万円（前連結会計年度は11億9千6百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出8億8千6百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は7億9千2百万円（前連結会計年度は3億2千万円の支出）となりました。これは主に、借入れによる収入17億円、借入金の返済による支出21億7千2百万円、配当金の支払額2億1千1百万円によるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を品目ごとに示すと、次のとおりであります。

品目	金額(百万円)	前年同期比(%)
弁当類	21,228	102.8
おにぎり類	12,036	109.8
調理パン類	5,721	116.9
寿司類	3,021	109.1
その他	6,169	107.1
計	48,176	107.0

(注) 金額は、販売価格により表示しております。

(b) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりますが、受注当日ないし翌日に製造・出荷しておりますので、受注ならびに受注残高についての記載を省略しております。

(c) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を品目ごとに示すと、次のとおりであります。

品目	金額(百万円)	前年同期比(%)
製品		
弁当類	21,227	102.8
おにぎり類	12,033	109.8
調理パン類	5,722	116.9
寿司類	3,021	109.1
その他	6,167	107.1
小計	48,172	107.0
仕入商品等	481	109.1
合計	48,653	107.0

(注) 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
㈱ファミリーマート	25,319	55.7	26,632	54.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

また、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、309億4千1百万円となり、前連結会計年度末に比べ5億9千万円増加しました。これは主に現金及び預金の増加によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債は、167億5千1百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億7千3百万円減少しました。これは主に長期借入金の減少によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、141億9千万円となり、前連結会計年度末に比べ7億6千4百万円増加し、自己資本比率は、45.6%となりました。

(b) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度に比べ31億7千3百万円増加し、486億5千3百万円(前年同期比7.0%増)となりました。これは主に、カフェチェーンとの新規取引の開始や冷凍おせちをはじめとする冷凍事業の拡大、また商品展示商談会を通じた既存取引先様との深耕により、売上高が好調に推移したことによります。

(売上総利益)

当連結会計年度における売上総利益は、前連結会計年度に比べ6億9千8百万円増加し、65億8千2百万円(前年同期比11.9%増)となりました。また、売上高総利益率は前連結会計年度に比べ0.6ポイント増加し、13.5%となりました。これは主に、売上高の増加に加え、購買部による主要食材の調達方法の見直し等でコストの低減を図り、また、機械化による品質及び生産性の向上に取り組んだことによるものであります。

(営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ2億6千9百万円増加し、50億5千6百万円(前年同期比5.6%増)となりました。これは主に、売上高増加に伴う物流コストの増加によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は前連結会計年度に比べ4億2千9百万円増加し、15億2千6百万円(前年同期比39.1%増)となりました。

(経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は、前連結会計年度に比べ2百万円減少し、6千1百万円(前年同期比3.7%減)となりました。営業外費用は、前連結会計年度に比べ3百万円減少し、4千7百万円(前年同期比6.5%減)となりました。これは主に、支払利息の減少によるものであります。

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ4億3千万円増加し、15億4千万円（前年同期比38.7%増）となりました。また、売上高経常利益率は前連結会計年度と比べ0.8ポイント増加し、3.2%となりました。

（親会社株主に帰属する当期純利益）

当連結会計年度における特別利益は、前連結会計年度に比べ5千4百万円減少し、1百万円（前年同期比96.9%減）となりました。特別損失は、前連結会計年度に比べ1千4百万円増加し、4千万円（前年同期比57.6%増）となりました。これは主に、固定資産除却損の増加によるものであります。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ2億8千9百万円増加し、10億8千1百万円（前年同期比36.5%増）となりました。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(a) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(b) 財務政策

当社グループは、運転資金及び設備投資など事業活動に必要な資金については、自己資金及び金融機関からの借入により資金調達することとしております。当連結会計年度末において、有利子負債は91億5千6百万円であります。

今後も営業活動により得られるキャッシュ・フロー及び借入を基本に将来必要な資金を調達していく考えであります。

③重要な会計方針の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成されています。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度における財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

④経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、「良品づくり」のさらなるレベルアップをめざす5カ年計画をテーマとし、「販売戦略」「コスト戦略」「人財戦略」「環境戦略」を基本戦略とする、中期経営計画（2021年3月期～2025年3月期）を策定し、連結売上高550億円、連結経常利益率3.3%（「収益認識に関する会計基準」適用後）を目指しており、計画達成に向け活動を進めております。

2年目となる2022年3月期は、新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、一部持ち直しの動きもあり、連結売上高486億5千3百万円であり、2021年5月7日に開示しております連結売上高計画458億円に比べ、28億5千3百万円の増加となりました。連結経常利益率は3.2%であり、連結経常利益率計画2.5%に比べ、0.7ポイント増加となりました。引き続き当該目標の達成に向け邁進してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動については、米飯製品の競争激化に伴う製品の多様化、ライフサイクルの短縮に対応するとともに、流通チャネルに適応した製品、鮮度への要求にも配慮した製品の開発に力をそそいでおります。

また、既存製品の改良・開発につきましては、ますます顕著になってくる消費者のライフスタイルの変化に適応する製品づくりを進めてまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、各工場における増産及び生産性向上のため、当連結会計年度は818百万円の設備投資（固定資産受入ベース）を実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	リース資産	
本社 (大阪市西淀川区)	統括業務設備	220	2	1,993 (2,259.20)	30	14	2,262 (5)
大阪工場 (大阪市西淀川区)	生産設備	550	381	2,293 (3,658.99)	66	—	3,292 (353)
関西工場 (大阪市西淀川区)	生産設備	4,009	957	1,140 (6,064.00)	53	—	6,160 (254)
京滋工場 (滋賀県栗東市)	生産設備	395	430	— (—)	29	—	855 (253)
名古屋工場 (愛知県弥富市)	生産設備	1,119	236	382 (3,733.41)	31	—	1,769 (125)
千葉工場 (千葉県八千代市)	生産設備	320	402	658 (2,467.41)	35	—	1,416 (276)
岡山工場 (岡山県総社市)	生産設備	394	182	167 (8,760.46)	16	—	761 (227)
広島工場 (広島県尾道市)	生産設備	846	183	414 (10,114.43)	9	—	1,453 (332)
四国工場 (香川県観音寺市)	生産設備	427	240	— (—)	21	—	689 (266)

(注) 1 従業員数欄の(外書)は、アルバイト従業員(1日8時間労働換算の期中平均雇用人員)であります。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

(2) 国内子会社

連結子会社においては、記載すべき主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,656,000
計	45,656,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	13,500,000	13,500,000	東京証券取引所 市場第二部(事業年度末現在) スタンダード市場(提出日現在)	単元株式数は 100株であります。
計	13,500,000	13,500,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

シノプフーズ株式会社 2015年度新株予約権

決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く。)、執行役員及び従業員 119
新株予約権の数(個) ※	329(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株) ※	普通株式 32,900(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注)3
新株予約権の行使期間 ※	2017年7月14日～2022年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円) ※	発行価格 601(注)4 資本組入額 301(注)5
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 ※	(注)6

※ 当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
2. 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

4. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり600円）と新株予約権の行使時の払込額（1株当たり1円）を合算しております。

5. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

シノプフーズ株式会社 2018年度第1回新株予約権

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く。)、執行役員及び従業員 56
新株予約権の数(個) ※	333(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 33,300(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注)3
新株予約権の行使期間 ※	2020年7月1日～2023年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 754(注)4 資本組入額 377(注)5
新株予約権の行使の条件 ※	<p>当社が策定した中期経営計画の目標である2020年3月期(第50期)の連結売上高550億円(以下「業績目標A」という。)、連結経常利益率3.0%(以下「業績目標B」という。)に対して、新株予約権の行使可能割合を以下のとおり定める。</p> <p>イ 業績目標A及び業績目標Bのいずれも達成率が100%以上の場合 各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)の行使可能割合:100%</p> <p>ロ 業績目標A又は業績目標Bのいずれかの達成率が90%以上の場合 割当新株予約権の行使可能割合:50%</p> <p>ハ 上記イ及びロのいずれにも該当しない場合 割当新株予約権の行使可能割合:0%</p> <p>なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを四捨五入するものとし、権利行使可能分以外の割当新株予約権は失効することとする。</p> <p>連結売上高及び連結経常利益率の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結売上高及び連結経常利益を参照するものとする。ただし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高又は連結経常利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)6

※ 当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
2. 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
3. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。
- なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

4. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり753円）と新株予約権の行使時の払込額（1株当たり1円）を合算しております。
5. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
- なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。
6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

シノプフーズ株式会社 2018年度第2回新株予約権

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 425
新株予約権の数(個) ※	392 [375] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 39,200 [37,500] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 3
新株予約権の行使期間 ※	2020年7月1日～2023年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 754(注) 4 資本組入額 377(注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
2. 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。
 なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
4. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価値（1株当たり753円）と新株予約権の行使時の払込額（1株当たり1円）を合算しております。
5. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
 なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。
6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

シノプフーズ株式会社 2022年度第1回新株予約権

決議年月日	2022年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く。)、執行役員及び従業員 63
新株予約権の数(個)	2,220(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 222,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注)3
新株予約権の行使期間	2025年7月1日～2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 未定 資本組入額 未定
新株予約権の行使の条件	<p>当社が策定した中期経営計画の目標である2025年3月期(第55期)の連結売上高550億円(以下、「業績目標A」という。)、連結経常利益率3.3%(以下、「業績目標B」という。)に対して、新株予約権の行使可能割合を以下のとおり定める。</p> <p>イ 業績目標A及び業績目標Bのいずれも達成率が100%以上の場合 各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権(以下、「割当新株予約権」という。)の行使可能割合:100%</p> <p>ロ 業績目標A又は業績目標Bのいずれかの達成率が100%以上、かつもう一方の業績目標の達成率が95%以上の場合(上記イに該当する場合を除く。) 割当新株予約権の行使可能割合:75%</p> <p>ハ 業績目標A又は業績目標Bのいずれかの達成率が95%以上の場合(上記イ及びロに該当する場合を除く。) 割当新株予約権の行使可能割合:50%</p> <p>ニ 上記イ、ロ及びハのいずれにも該当しない場合 割当新株予約権の行使可能割合:0%</p> <p>なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを四捨五入するものとし、権利行使可能分以外の割当新株予約権は失効することとする。</p> <p>連結売上高及び連結経常利益率の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結売上高及び連結経常利益を参照するものとする。ただし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高又は連結経常利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。
 なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

シノプフーズ株式会社 2022年度第2回新株予約権

決議年月日	2022年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 446
新株予約権の数(個)	802 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 80,200 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 3
新株予約権の行使期間	2025年7月1日～2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 未定 資本組入額 未定
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使できないものとする。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。
 なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年5月17日	△400	13,500	—	4,693	—	1,173

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	3	15	77	25	9	7,030	7,159	—
所有株式数 (単元)	—	4,050	855	17,013	2,211	43	110,740	134,912	8,800
所有株式数 の割合(%)	—	3.00	0.63	12.61	1.64	0.03	82.08	100.00	—

(注) 自己株式1,146,069株は、「個人その他」に11,460単元、「単元未満株式の状況」に69株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	2022年3月31日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社エム	大阪市西淀川区姫里2丁目4番20号	997	8.07
松本隆次	大阪市西淀川区	697	5.64
佐々木真司	兵庫県宝塚市	694	5.62
松本恵美子	大阪市西淀川区	538	4.35
松本龍也	大阪市西淀川区	461	3.74
シノプフーズ取引先持株会	大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号	406	3.29
松本崇志	大阪市福島区	369	2.99
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	242	1.96
シノプフーズ従業員持株会	大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号	217	1.76
シノプフーズ役員持株会	大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号	165	1.34
計	—	4,788	38.76

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

区分	2022年3月31日現在		
	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,146,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,345,200	123,452	—
単元未満株式	普通株式 8,800	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	13,500,000	—	—
総株主の議決権	—	123,452	—

(注) 「単元未満株式数」には、当社所有の自己株式69株が含まれております。

② 【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	2022年3月31日現在			
		自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) シノプフーズ株式会社	大阪市西淀川区竹島 2丁目3番18号	1,146,000	—	1,146,000	8.49
計	—	1,146,000	—	1,146,000	8.49

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

①会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2021年4月21日)での決議状況 (取得期間2021年4月22日～2021年4月22日)	100,000	58
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	92,000	54
残存決議株式の総数及び価格の総額	8,000	4
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	8.00	8.00
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	8.00	8.00

(注) 自己株式の取得方法は東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)により行っております。

②会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2021年11月16日)での決議状況 (取得期間2021年11月17日～2021年11月17日)	100,000	67
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	78,100	52
残存決議株式の総数及び価格の総額	21,900	14
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	21.90	21.90
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	21.90	21.90

(注) 自己株式の取得方法は東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)により行っております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	10	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (ストックオプションの行使)	34,500	20	1,600	0
保有自己株式数	1,146,069	—	1,144,469	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社の利益配分に関しましては、安定配当の維持を基本とし、業績を勘案するとともに、今後の事業の発展のため内部留保にも意を用いてまいの方針であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

2022年3月期は、親会社株主に帰属する当期純利益10億8千1百万円を計上いたしましたので、期末配当金につきましては1株につき普通配当8円50銭に設立50周年記念配当3円を加えた11円50銭とさせていただき、年間配当金20円(前事業年度は17円)といたしました。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと効率的な生産活動を行うための設備投資資金として投入していくこととしております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額	1株当たり配当額
2021年11月5日 取締役会決議	105百万円	8円50銭
2022年6月23日 定時株主総会決議	142百万円	11円50銭

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

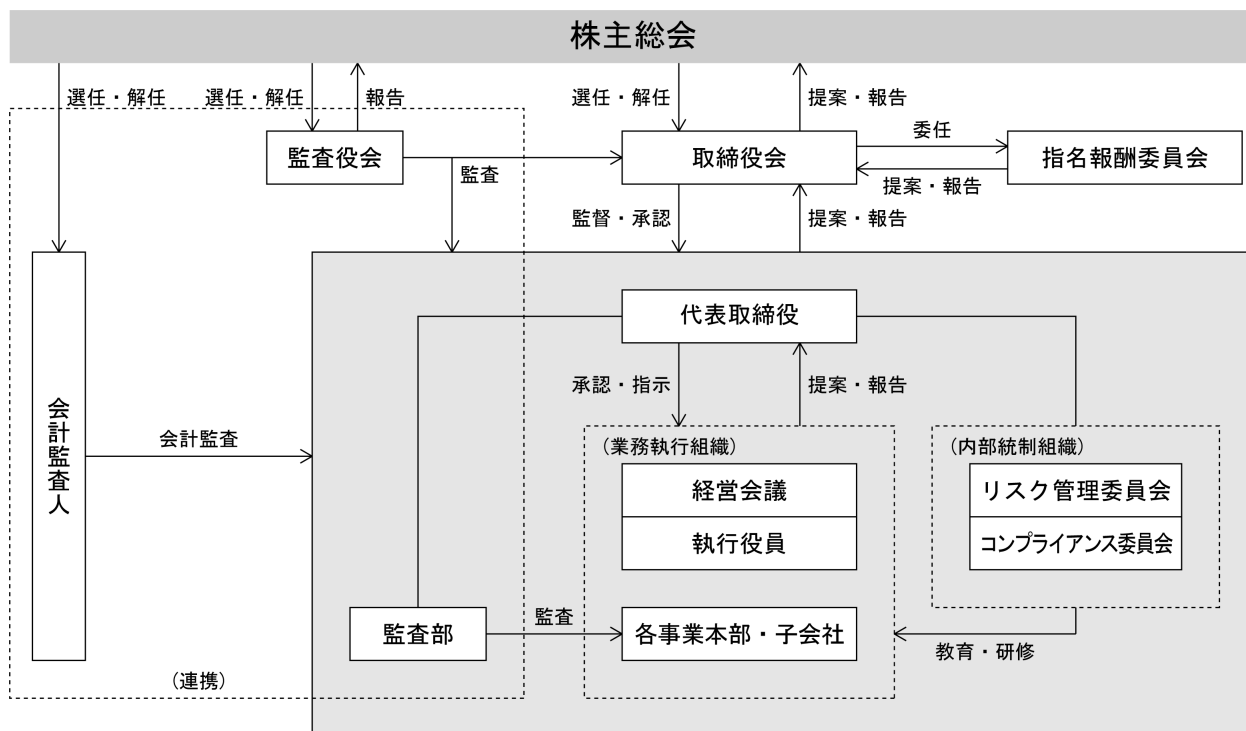
当社グループは、株主をはじめとするステークホルダーからの支持を得ながら、持続的な成長と企業価値の向上を図るために、内部統制システムを整備、運用し、スピード感をもって、健全で効率的な経営が実現できることを目指し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社であり、社外取締役を含む取締役会と監査役会により業務執行の監視・監督を行うとともに、監督と執行の分離を進めるために執行役員制度を導入しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです。



イ 取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名（有価証券報告書提出日現在）で構成し、経営戦略などの重要事項の決定を行っております。

（取締役会構成員の氏名等）

議長：代表取締役社長執行役員 松本崇志

構成員：代表取締役副社長執行役員 西村寿清、取締役常務執行役員 清水秀輝、取締役執行役員 長尾正史、取締役 加藤道彦（社外取締役）、取締役 中野由里（社外取締役）

ロ 経営会議

業務執行を担当する執行役員で構成する「経営会議」を設け、社長が議長を務め、社長権限の範囲内でスピード感をもって業務執行にかかる意思決定を行っております。

（経営会議構成員の氏名等）

議長：代表取締役社長執行役員 松本崇志

構成員：代表取締役副社長執行役員 西村寿清、取締役常務執行役員 清水秀輝、取締役執行役員 長尾正史、執行役員 岡田孝司、執行役員 花谷由紀、執行役員 吉井淳、執行役員 田中謙治、執行役員 杉山直博、執行役員 佐門雄一郎

ハ 監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成し、取締役会その他の重要な会議への出席を通じて、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。また、社外監査役は、それぞれ専門的な見地から意見を述べております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役2名を選任しております。

(監査役会構成員の氏名等)

議長：監査役 大塚一樹

構成員：監査役 野村祥子(社外監査役)、監査役 南方得男(社外監査役)

ニ 指名報酬委員会

取締役の選解任、報酬については、取締役会の下に社外取締役を委員長とする「指名報酬委員会」(社外取締役2名、社内取締役2名)を設け、客観的な立場から意見徴集を行った上、取締役会にて決定いたします。

(指名報酬委員会構成員の氏名等)

委員長：取締役 加藤道彦(社外取締役)

構成員：代表取締役社長執行役員 松本崇志、取締役常務執行役員 清水秀輝、取締役 中野由里(社外取締役)

2. 当該体制を選択する理由

当社は、社外取締役を含む取締役会による監督機能に加え、監査役会設置会社として監査役会による適法性・妥当性の監査が機能する体制を選択し、ガバナンス体制の向上を図ることが相応しいと判断しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

1. 内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を取締役会で決議し、適宜見直しを行い、継続的な改善を通じて、より適正かつ効率的な体制の構築に努めております。また、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「シノプグループ行動憲章」、「シノプグループコンプライアンスに関する基本方針」を周知し、取締役及び使用人の法令遵守の徹底を図るとともに、管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る方針・計画を決定し、事業及び業務におけるコンプライアンス事項の管理状況の把握や対策への取り組みを行っております。

なお、業務執行より独立した監査部が、内部統制システムの運用状況をモニタリングし、必要に応じて改善の指摘、指導を行っております。また、内部通報制度によりコンプライアンス体制の強化を図っております。

2. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理について定める「リスク管理規程」にしたがって、リスクの未然防止のための体制を整備するとともに、重大リスク発生における対応を的確に行い、企業価値の保全を図っております。また、管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの識別、評価を行い、重点リスクへの対応方針を決定し、その取り組みを行います。

3. 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、取締役会において子会社のモニタリングを行い、子会社の事業に関する重要な情報について取締役会に報告することを求めており、必要に応じ子会社に対する指導を行っております。

4. 責任限定契約の内容

当社は社外取締役及び監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度であります。

また、当社は会計監査人と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度であります。

5. 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

6. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

7. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、株主への機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載、記録された株主もしくは、登録質権者に対し中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財政政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款で定めております。

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款で定めております。

8. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(2) 【役員 の 状 況】

① 役員一 覧

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長 執行役員	松本 崇志	1969年1月15日生	1991年3月 関西ランチ株式会社入社取締役に就任 1993年4月 ビッグフーズ株式会社取締役に就任 1993年6月 同社常務取締役に就任 1994年4月 当社常務取締役に就任 1999年6月 当社専務取締役生産本部長に就任 2005年6月 当社代表取締役副社長管理本部長に就任 2006年4月 デリカキッチン株式会社代表取締役社長に就任 2007年2月 シノプデリカ株式会社代表取締役社長に就任 2008年6月 当社代表取締役社長に就任(現任)	(注) 3	372
代表取締役 副社長 執行役員 CVS事業担当兼 関西統轄本部長	西村 寿清	1955年5月10日生	1988年2月 関西ランチ販売サービス株式会社入社 1994年4月 当社入社 2001年6月 当社取締役営業1部長に就任 2005年6月 当社常務取締役営業第1本部長に就任 2012年6月 当社専務取締役大阪第1本部長に就任 2012年7月 当社専務取締役CVS事業担当兼関西統轄本部長に就任 2012年10月 巽パン株式会社(現 マイツペーカーリー株式会社)代表取締役社長に就任(現任) 2015年5月 株式会社エス・エフ・ディー代表取締役社長に就任 2018年4月 当社代表取締役副社長執行役員CVS事業担当兼関西統轄本部長に就任(現任)	(注) 3	68
取締役 常務 執行役員 管理本部長	清水 秀輝	1964年9月5日生	1987年3月 関西ランチ販売サービス株式会社入社 1994年4月 当社入社 2011年1月 当社執行役員管理本部副本部長兼管理部長に就任 2012年6月 当社取締役管理本部副本部長兼管理部長に就任 2012年7月 当社取締役管理本部長兼管理部長に就任 2014年1月 当社取締役管理本部長に就任 2015年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長に就任(現任)	(注) 3	32
取締役 執行役員 管理本部 副本部長	長尾 正史	1964年3月30日生	1990年8月 監査法人トーマツ入所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 2011年8月 当社入社管理本部経理部長に就任 2015年4月 当社執行役員管理本部副本部長に就任 2015年6月 当社取締役執行役員管理本部副本部長に就任(現任) 2016年6月 株式会社エス・エフ・ディー代表取締役社長に就任(現任)	(注) 3	11
取締役	加藤 道彦	1947年7月2日生	1972年4月 株式会社ワコール入社 (現 株式会社ワコールホールディングス) 1998年6月 同社取締役に就任 2001年4月 同社取締役社長室長兼総務部長に就任 2003年4月 同社取締役コーポレート・コミュニケーション部門担当に就任 2004年6月 同社常勤監査役に就任 2008年1月 株式会社アイ&アイ・アソシエイツ設立 代表取締役に就任(現任) 2013年4月 大阪樟蔭女子大学大学院教授に就任 2015年6月 当社取締役に就任(現任)	(注) 3	1

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	中野由里	1963年1月20日生	1997年2月 2006年5月 2011年3月 2016年6月 2022年1月	中野由里税理士事務所設立 税理士法人スプラウト設立 代表 社員に就任 株式会社スプラウトビーンズ設立 代表取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任) スプラウト税理士事務所代表に就 任(現任)	(注)3	1
監査役 常勤	大塚一樹	1966年12月21日生	1990年4月 2002年8月 2013年5月 2015年10月 2019年3月 2019年6月	株式会社三菱銀行入行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 同社上海支店 支店長代理に就任 同社長野支社長に就任 同社法人・リテール リスク統括 部 次長に就任 当社監査部長に就任 当社常勤監査役に就任(現任)	(注)4	0
監査役	野村祥子	1973年12月31日生	2000年4月 2010年4月 2015年6月 2016年4月 2018年1月 2019年6月 2020年6月 2021年10月 2022年1月	堂島法律事務所入所(現任) 弁護士登録 近畿大学法科大学院 非常勤講師 に就任 株式会社島精機製作所 社外監査 役に就任 同志社大学法科大学院 非常勤講 師に就任(現任) 株式会社神戸物産 社外取締役就 任 株式会社ビーアンドビー 社外監 査役に就任(現任) 当社監査役に就任(現任) 株式会社島精機製作所 社外取締 役(監査等委員)に就任(現任) 京都大学大学院 非常勤講師に就 任(現任) 株式会社神戸物産 社外取締役 (監査等委員)に就任(現任)	(注)4	0
監査役	南方得男	1963年1月18日生	1985年4月 1987年3月 2000年5月 2018年7月 2019年6月	監査法人サンワ東京丸の内事務所 入所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 公認会計士登録 監査法人トーマツ パートナーに 就任 (現 有限責任監査法人トーマツ) みなかた公認会計士事務所代表に 就任(現任) 当社監査役に就任(現任)	(注)4	0
計						490

- (注) 1 取締役加藤道彦及び中野由里は、社外取締役であります。
 2 監査役野村祥子及び南方得男は、社外監査役であります。
 3 取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 なお、取締役長尾正史及び加藤道彦の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4 監査役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5 中野由里氏は、戸籍上の氏名は松田由里であります。職務上使用している氏名で表記しております。
 6 略歴欄に記載の関西ランチ株式会社と関西ランチ販売サービス株式会社は、1993年4月に合併してビッグフ
 ーズ株式会社となり、ビッグフーズ株式会社は、1994年4月に当社と合併いたしました。
 7 役員の所有株式数には、2022年3月31日現在、役員持株会を通じて各役員が実質的に保有する株式数を含め
 て記載しております。
 8 執行役員は、以下のとおりであります。

氏名	役名
岡田 孝司	NB事業担当 (兼) 大阪統轄本部長 (兼) 名古屋統轄本部長
花谷 由紀	大阪統轄本部 営業・商品開発担当
吉井 淳	東京統轄本部長
田中 謙治	岡山統轄本部長
杉山 直博	中国地区統轄本部長 兼 四国統轄本部長
佐門 雄一郎	京滋地区統轄本部長

② 社外役員の状況

1. 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

2. 社外取締役及び社外監査役につき、提出会社との人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係

社外監査役南方得男氏は、2018年6月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに在籍しておりました。同監査法人と当社との間には監査契約に関する取引はありますが、その取引額の割合は当社の連結売上高の0.1%未満であり、特別な利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役と当社との間に役員持株会等を通じての一部当社株式の保有を除き利害関係はありません。

3. 社外取締役または社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役には、経営者としての豊富な知識と高い見識を当社の経営に生かしていただくことにより、取締役会での議論に客観性が発揮され監督機能の強化に繋がることを期待しております。

また、社外監査役には、公認会計士や弁護士としての高い専門性と豊富な経験に基づく視点から、取締役の業務執行の適法性、妥当性について監査する機能を担っていただくことを期待しております。

4. 社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針の内容

社外取締役及び社外監査役を選任する際の独立性に関する基準として、金融商品取引所が定める基準をもとに、当社における基準を加えたものを定めており、選任にあたっては、この独立性基準を充たしかつ一般株主との利益相反が生じるおそれのない方を選任しております。

なお、社外取締役加藤道彦氏、中野由里氏及び社外監査役野村祥子氏、南方得男氏について、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

5. 社外取締役及び社外監査役の選任の状況

役名	氏名	主な職業	選任理由
社外取締役	加藤道彦	株式会社アイ&アイ・アソシエイツ 代表取締役	企業経営の経験及び大学院教授の経験と高い見識を経営に生かしていただくことを期待し、選任しております。
	中野由里	税理士	税理士としての高い専門性と、豊富な財務経験を当社の財務に反映していただくことを期待し、選任しております。
社外監査役	野村祥子	弁護士	弁護士としての高い専門性と、豊富な経験・知識を当社の監査に反映していただくことを期待し、選任しております。
	南方得男	公認会計士	公認会計士としての高い専門性と、豊富な監査経験を当社の監査に反映していただくことを期待し、選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役には、監査役からの監査報告及び内部監査部門からの内部統制の整備・運用状況等に関する報告を定期的に受けるなど連携を図り、当社グループの現状と課題の把握に努めていただきます。

社外監査役は、効率的な監査を行うために、会計監査人及び内部監査部門との情報交換など、連携の強化を図っております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、事業所への往査及びヒヤリング等を通じて取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査役会では、取締役会の議案について適法性、妥当性の観点から審議し、意見等を述べております。

また、内部監査部門及び会計監査人とは、定期的に意見交換を行うとともに、必要に応じ社外取締役も出席し意見交換会を行い、連携を密にして監査の実効性の確保に努めております。

常勤監査役大塚一樹氏は、大手金融機関におけるリスク統括業務に携わったことにより、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役野村祥子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知識を有するものであります。社外監査役南方得男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計並びに監査に関する相当程度の知識を有するものであります。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
大塚 一樹	13回	13回
野村 祥子	13回	13回
南方 得男	13回	13回

監査役会における主な検討事項は、以下のとおりであります。

1. 内部統制システム・ガバナンスの構築及び運用状況
2. コンプライアンス確保の状況
3. 重要な規程の整備・改訂状況
4. 定時監査役会に関係責任者の出席を求め、状況のヒアリング

常勤監査役の主な活動は、以下のとおりであります。

1. 取締役会その他の重要な会議への出席
2. 取締役および関係部門から事業の状況の報告、その他必要事項の聴取
3. 重要な決裁書類、契約書等の閲覧
4. 本社および主要な事業所への往査
5. 取締役の法令制限事項（競合避止・利益相反取引等）の調査
6. 担当取締役から子会社の事業の状況の報告、その他必要事項の聴取
7. 内部統制システムの有効性を確認するため、内部監査部の監査結果の聴取、または意見交換の実施
8. 会計監査人との連携を図り、監査方法の妥当性の確認と評価
9. リスク管理委員会への出席
10. 内部通報制度の運用状況の確認

②内部監査の状況

当社では監査部（2名）が、社長指示のもと全体的な見地から内部統制の整備・運用状況や内部監査規程に基づく業務監査を実施しており、その結果は、代表取締役社長及び常勤監査役に報告するとともに、定期的に取締役会に報告しております。

③会計監査の状況

1. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 継続監査期間

1987年以降（調査が著しく困難であったため、継続期間がその期間を超える可能性があります。）

3. 業務を執行した公認会計士

監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 : 千崎 育利 藤井 秀史

4. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者等6名、その他1名であります。

5. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定にあたって、監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人の選定に関する実務指針」に照らして、当社の業務内容に対応して効果的かつ効率的な監査業務を実施することができる規模であること、また会計監査人として必要とされる専門性、独立性及び監査の品質管理体制が整備され、監査計画及び監査費用が妥当であることなどを勘案して判断いたします。

現会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、これらを総合的に勘案した結果、適任と判断しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、会計監査人がその職務を適正に遂行することができないと認められる場合、または会計監査の適正性及び信頼性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人との連携を通して、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、会計監査の実施状況を主体的に把握し、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価に関する実務指針」に照らして評価しております。

④監査報酬の内容等

1. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	24	0	24	—
連結子会社	—	—	—	—
計	24	0	24	—

当社における前連結会計年度の非監査業務の内容は、経理業務におけるアドバイザー業務であります。

2. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイトトーマツ税理士法人）に対する報酬（1.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	2	—	2
連結子会社	—	—	—	—
計	—	2	—	2

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度、当連結会計年度ともに税務関連業務であります。

3. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

4. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定しております。

5. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人監査計画の適切性・妥当性及び報酬見積の相当性などについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、取締役として経営理念を実践し、責務を全うできる、優秀な人材を確保できる水準とし、企業としての継続的成長のため、業績向上へのインセンティブとして機能する制度、株主をはじめ当社を取り巻くステークホルダーに対し、客観性、透明性の高い手続きの構築を目指すことを基本方針としています。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（何れも金銭報酬）および中期経営計画の達成度合いによって不定期に支給する株式報酬型ストックオプションによって構成しています。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。また、監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしております。

2. 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を指名報酬委員会の提言に基づき取締役会で決定しております。当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責に応じて第三者機関の調査結果などの他社水準を参考にし、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

3. 業績連動報酬等の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、企業の継続的成長を計る指標として、各事業年度の事業規模を表す売上高と会社の収益力を表す経常利益の当事業年度の実績をそれぞれ前年と目標値に対する達成度合いによって点数化し、コンプライアンスの遵守状況や働きやすい職場づくりなどの項目を合わせて採点し、毎年、一定の時期に金銭報酬として支給します。当事業年度の売上高および経常利益の実績、各事業年度の推移は「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移 (1) 連結経営指標等」に記載のとおりであります。

採点項目に関しては、環境の変化に応じて適宜、独立社外取締役を委員長とする指名報酬委員会にて見直しを行うものとしています。

4. 非金銭的報酬等の額の決定に関する方針

非金銭的報酬等は、株式報酬とし、中期経営計画の達成度合いを勘案し不定期に支給し、算定方法の決定については、適宜行うものとしています。

5. 取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬＝7：3で設計しており、株式報酬型ストックオプションは、中期経営計画の達成度合いによって不定期に支給するため、各年度の株式報酬型ストックオプションを含めた割合は変動いたします。

6. 取締役の個人別報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2020年2月18日開催の取締役会にて独立社外取締役を委員長とする指名報酬委員会（委員長：社外取締役加藤道彦、委員：社外取締役中野由里、代表取締役松本崇志、取締役清水秀輝）に取締役の個人別の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当を踏まえた業績連動報酬の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、報酬等の妥当性及び決定プロセスの客観性及び透明性を担保するには最も適しているからであります。

取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその決定を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの対象となる役員の員数、報酬等の種類別の総額及び報酬等の総額

役員区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の種類別の総額（百万円）		報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	賞与	
取締役	7	139	20	159
（うち社外取締役）	(2)	(8)	—	(8)
監査役	3	17	—	17
（うち社外監査役）	(2)	(5)	—	(5)

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

1. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、個別銘柄毎にその保有目的の合理性と保有することによる便益を検証しております。

2. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

3. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、監査法人等が主催するセミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,681	5,482
売掛金	5,176	5,510
商品及び製品	27	31
原材料及び貯蔵品	230	249
その他	172	178
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	10,287	11,450
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1、※2 8,635	※1、※2 8,297
機械装置及び運搬具（純額）	※2 3,394	※2 3,018
工具、器具及び備品（純額）	※2 327	※2 294
土地	※1 7,110	※1 7,110
リース資産	※2 24	※2 14
建設仮勘定	—	105
有形固定資産合計	19,492	18,841
無形固定資産	79	103
投資その他の資産		
投資有価証券	13	0
繰延税金資産	157	170
その他	326	380
貸倒引当金	△6	△4
投資その他の資産合計	490	546
固定資産合計	20,062	19,491
資産合計	30,350	30,941

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,667	3,959
1年内返済予定の長期借入金	※1、※3 2,034	※1、※3 1,951
未払金	2,190	2,313
未払法人税等	231	379
賞与引当金	276	314
その他	776	503
流動負債合計	9,177	9,422
固定負債		
長期借入金	※1、※3 7,592	※1、※3 7,203
退職給付に係る負債	65	34
その他	89	90
固定負債合計	7,747	7,328
負債合計	16,924	16,751
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,693	4,693
資本剰余金	3,025	3,028
利益剰余金	6,164	7,034
自己株式	△603	△689
株主資本合計	13,280	14,067
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
退職給付に係る調整累計額	40	43
その他の包括利益累計額合計	40	43
新株予約権	99	74
非支配株主持分	4	4
純資産合計	13,425	14,190
負債純資産合計	30,350	30,941

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	※1 45,480	※1 48,653
売上原価	39,596	42,070
売上総利益	5,884	6,582
販売費及び一般管理費	※2 4,786	※2 5,056
営業利益	1,097	1,526
営業外収益		
受取利息及び配当金	25	25
受取賃貸料	6	6
助成金収入	8	8
その他	23	21
営業外収益合計	63	61
営業外費用		
支払利息	47	44
その他	3	3
営業外費用合計	50	47
経常利益	1,110	1,540
特別利益		
新株予約権戻入益	0	1
投資有価証券売却益	55	—
特別利益合計	55	1
特別損失		
固定資産除却損	※3 11	※3 26
投資有価証券評価損	14	13
特別損失合計	25	40
税金等調整前当期純利益	1,140	1,501
法人税、住民税及び事業税	307	434
法人税等調整額	40	△14
法人税等合計	347	419
当期純利益	792	1,082
非支配株主に帰属する当期純利益	0	1
親会社株主に帰属する当期純利益	791	1,081

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	792	1,082
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△32	△0
退職給付に係る調整額	73	3
その他の包括利益合計	※1 41	※1 3
包括利益	833	1,085
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	833	1,084
非支配株主に係る包括利益	0	1

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,693	3,015	5,590	△653	12,645
当期変動額					
剰余金の配当			△217		△217
親会社株主に帰属する 当期純利益			791		791
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		10		50	60
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	10	574	50	634
当期末残高	4,693	3,025	6,164	△603	13,280

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	32	△33	△1	146	4	12,796
当期変動額						
剰余金の配当						△217
親会社株主に帰属する 当期純利益						791
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						60
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△32	73	41	△46	0	△5
当期変動額合計	△32	73	41	△46	0	629
当期末残高	△0	40	40	99	4	13,425

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,693	3,025	6,164	△603	13,280
当期変動額					
剰余金の配当			△211		△211
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,081		1,081
自己株式の取得				△106	△106
自己株式の処分		3		20	23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	3	869	△86	786
当期末残高	4,693	3,028	7,034	△689	14,067

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	△0	40	40	99	4	13,425
当期変動額						
剰余金の配当						△211
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,081
自己株式の取得						△106
自己株式の処分						23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△0	3	3	△25	△0	△22
当期変動額合計	△0	3	3	△25	△0	764
当期末残高	△0	43	43	74	4	14,190

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,140	1,501
減価償却費	1,565	1,549
株式報酬費用	14	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	△2
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△10	38
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△20	△25
受取利息及び受取配当金	△25	△25
支払利息	47	44
固定資産除却損	11	26
新株予約権戻入益	△0	△1
売上債権の増減額 (△は増加)	△9	△333
棚卸資産の増減額 (△は増加)	0	△22
仕入債務の増減額 (△は減少)	△51	292
未払消費税等の増減額 (△は減少)	417	△269
投資有価証券売却損益 (△は益)	△55	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	14	13
その他の資産の増減額 (△は増加)	562	△26
その他の負債の増減額 (△は減少)	△109	155
小計	3,488	2,914
利息及び配当金の受取額	25	25
利息の支払額	△47	△44
法人税等の支払額	△317	△317
法人税等の還付額	17	12
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,166	2,591
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,277	△886
無形固定資産の取得による支出	△10	△47
投資有価証券の取得による支出	△1	—
投資有価証券の売却による収入	95	—
その他の支出	△5	△67
その他の収入	2	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,196	△998
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	1,800	1,700
長期借入金の返済による支出	△1,901	△2,172
自己株式の取得による支出	△0	△106
配当金の支払額	△217	△211
非支配株主への配当金の支払額	△0	△1
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△320	△792
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,649	800
現金及び現金同等物の期首残高	3,032	4,681
現金及び現金同等物の期末残高	※1 4,681	※1 5,482

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社(株式会社エス・エフ・ディー及びマイツペーカー株式会社)の2社)を連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

当社には非連結子会社及び関連会社はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品 総平均法

原材料及び貯蔵品 総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 5～10年

(ロ) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、次の通りであります。

当社及び連結子会社は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の食品製造卸販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容
固定資産の減損

(2) 当連結会計年度に計上した金額

当社グループは、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の製造卸販売を営むために、土地、建物、機械装置等を有しており、連結貸借対照表に有形固定資産19,492百万円(内土地7,110百万円)を計上しております。

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループでは、有形固定資産3,391百万円(内土地2,293百万円)を有する大阪工場、1,912百万円(内土地382百万円)を有する名古屋工場、1,386百万円(内土地658百万円)を有する千葉工場において、土地の市場価格が著しく下落しており、減損の兆候が認められております。

減損損失の認識の要否の判定の結果、見積った割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる各工場の事業計画は、翌期予算及び中期経営計画に基づき、新規取引先の獲得や生産効率については、実績に基づいた一定の仮定を置いた上で見積りを行っております。

しかしながら、市場環境の変化等により見積りで用いた仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容
固定資産の減損

(2) 当連結会計年度に計上した金額

当社グループは、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の製造卸販売を営むために、土地、建物、機械装置等を有しており、連結貸借対照表に有形固定資産18,841百万円（内土地7,110百万円）を計上しております。

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループでは、有形固定資産3,292百万円（内土地2,293百万円）を有する大阪工場、1,769百万円（内土地382百万円）を有する名古屋工場、1,416百万円（内土地658百万円）を有する千葉工場、761百万円（内土地167百万円）を有する岡山工場において、土地の市場価格の著しい下落又は業績の悪化により、減損の兆候が認められております。

減損損失の認識の要否の判定の結果、見積った割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる各工場の事業計画は、翌期予算及び中期経営計画に基づき、新規取引先の獲得や生産効率については、実績に基づいた一定の仮定を置いた上で見積りを行っております。

しかしながら、市場環境の変化等により見積りで用いた仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更)

1 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、物流センターの使用料等の顧客に支払われる対価の一部について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の売上高は4,299百万円減少し、販売費及び一般管理費も同額減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益には影響はありません。

2 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結財務諸表「注記事項（金融商品関係）」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行なうこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は、営業外収益の100分の10を超えることとなったため、当連結会計年度から区分掲記しております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「その他」29百万円は、「受取賃貸料」6百万円、「その他」23百万円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、固定資産の減損会計等の会計上の見積りにおいて、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症の影響は、今後の拡大や収束時期等を予測することが困難なことから、翌連結会計年度においても影響が残ると仮定しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

担保に供している資産

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
建物及び構築物	3,922百万円	3,740百万円
土地	1,140百万円	1,140百万円
計	5,062百万円	4,881百万円

担保付債務

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
一年内返済予定の長期借入金	600百万円	600百万円
長期借入金	4,100百万円	3,500百万円
計	4,700百万円	4,100百万円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	14,911百万円	16,166百万円

※3 財務制限条項

前連結会計年度 (2021年3月31日)

当社の借入金のうち4,700百万円には財務制限条項が付されており、特定の条項に抵触した場合、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2016年8月31日付シンジケートローン契約

- ①各連結会計年度の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を2016年3月の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ②各事業年度の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を2016年3月の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

当連結会計年度 (2022年3月31日)

当社の借入金のうち4,100百万円には財務制限条項が付されており、特定の条項に抵触した場合、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2016年8月31日付シンジケートローン契約

- ①各連結会計年度の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を2016年3月の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ②各事業年度の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を2016年3月の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
運送費及び保管費	1,872百万円	1,996百万円
貸倒引当金繰入額	0百万円	△0百万円
給料及び手当	1,656百万円	1,751百万円
賞与引当金繰入額	105百万円	125百万円
退職給付費用	43百万円	36百万円

※3 固定資産除却損の内容

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物及び構築物	1百万円	1百万円
機械装置及び運搬具	9百万円	24百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
計	11百万円	26百万円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△0百万円	△0百万円
組替調整額	△42百万円	－百万円
税効果調整前	△42百万円	△0百万円
税効果額	9百万円	－百万円
その他有価証券評価差額金	△32百万円	△0百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	92百万円	11百万円
組替調整額	13百万円	△6百万円
税効果調整前	106百万円	5百万円
税効果額	△32百万円	△1百万円
退職給付に係る調整額	73百万円	3百万円
その他の包括利益合計	41百万円	3百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,500,000	—	—	13,500,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,094,801	158	84,500	1,010,459

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

(1) 単元未満株式の買取りによる増加

158株

減少の内訳は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使による減少

84,500株

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	27
提出会社	2018年第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	34
提出会社	2018年第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	37
合計			—	—	—	—	99

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	111	9.00	2020年3月31日	2020年6月25日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	105	8.50	2020年9月30日	2020年12月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	106	8.50	2021年3月31日	2021年6月25日

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,500,000	—	—	13,500,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,010,459	170,110	34,500	1,146,069

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

(1) 単元未満株式の買取りによる増加 10株

(2) 取締役会の決議による取得 170,100株

減少の内訳は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使による減少 34,500株

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	19
提出会社	2018年第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	25
提出会社	2018年第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	29
合計			—	—	—	—	74

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	106	8.50	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	105	8.50	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	142	11.50	2022年3月31日	2022年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	4,681百万円	5,482百万円
預入れ期間が3ヶ月超の定期預金	—百万円	—百万円
現金及び現金同等物	4,681百万円	5,482百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

借手側

所有権移転ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

借手側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年以内	24百万円	14百万円
1年超	23百万円	8百万円
計	47百万円	23百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に米飯や調理パンの製造卸販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で8年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、売掛金回収マニュアルに従い、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金の金利変動リスクを回避するため、原則として固定金利による借入を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経理部が資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 信用リスクの集中

営業債権のうち51.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金(一年内返済予定を含む)	9,627	9,625	△1
負債合計	9,627	9,625	△1

※「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

科目	1年以内
現金及び預金	4,681
売掛金	5,176
合計	9,858

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,034	1,708	1,349	1,181	1,171	2,181
合計	2,034	1,708	1,349	1,181	1,171	2,181

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に米飯や調理パンの製造卸販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で7年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、売掛金回収マニュアルに従い、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金の金利変動リスクを回避するため、原則として固定金利による借入を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経理部が資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 信用リスクの集中

営業債権のうち53.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金(一年内返済予定を含む)	9,155	9,151	△3
負債合計	9,155	9,151	△3

※「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

科目	1年以内
現金及び預金	5,482
売掛金	5,510
合計	10,992

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,951	1,592	1,424	1,414	1,238	1,532
合計	1,951	1,592	1,424	1,414	1,238	1,532

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (一年内返済予定を含む)	—	9,151	—	9,151
負債計	—	9,151	—	9,151

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	0	0	△0
合計		0	0	△0

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	0	0	△0
合計		0	0	△0

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	95	55	—
合計	95	55	—

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従来、従業員については適格企業年金制度を採用しておりましたが、2009年10月1日より連結財務諸表提出会社の従業員については、確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります）に移行しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,169	1,246
勤務費用	107	110
利息費用	5	5
数理計算上の差異の発生額	6	0
退職給付の支払額	△42	△70
退職給付債務の期末残高	1,246	1,292

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	977	1,180
期待運用収益	14	17
数理計算上の差異の発生額	98	12
事業主からの拠出額	120	117
退職給付の支払額	△30	△70
年金資産の期末残高	1,180	1,257

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,246	1,292
年金資産	△1,180	△1,257
	65	34
非積立型制度の退職給付債務	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65	34
退職給付に係る負債	65	34
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65	34

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	107	110
利息費用	5	5
期待運用収益	△14	△17
数理計算上の差異の費用処理額	13	△6
確定給付制度に係る退職給付費用	111	91

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
数理計算上の差異	106	5
合計	106	5

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△57	△63
合計	△57	△63

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
生命保険一般勘定	24%	23%
株式	28%	29%
債券	46%	45%
その他	2%	3%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
割引率	0.46%	0.46%
長期期待運用収益率	1.50%	1.50%
予想昇給率	2.48%	2.48%

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価	6百万円	一百万円
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	8百万円	一百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	0百万円	1百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
新株予約権の名称	2015年度 新株予約権	2018年度第1回 新株予約権	2018年度第2回 新株予約権
決議年月日	2015年6月26日	2018年6月28日	2018年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社使用人114名	当社取締役5名 当社使用人51名	当社使用人425名
株式の種類及び付与数	普通株式 217,000株	普通株式 192,700株	普通株式 76,100株
付与日	2015年7月13日	2018年7月27日	2018年7月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 [株式等の状況] (2) [新株予約権等の状況] ① [ストックオプション制度の内容]」に記載のとおりであります。	同左	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	2017年7月14日～ 2022年7月13日	2020年7月1日～ 2023年6月30日	2020年7月1日～ 2023年6月30日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
新株予約権の名称	2015年度 新株予約権	2018年度第1回 新株予約権	2018年度第2回 新株予約権
決議年月日	2015年6月26日	2018年6月28日	2018年6月28日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	46,500	46,100	49,600
権利確定	—	—	—
権利行使	13,500	12,800	8,200
失効	100	—	2,200
未行使残	32,900	33,300	39,200

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
新株予約権の名称	2015年度 新株予約権	2018年度第1回 新株予約権	2018年度第2回 新株予約権
決議年月日	2015年6月26日	2018年6月28日	2018年6月28日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	632	644	636
付与日における公正な評価 単価(円)	600	753	753

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	19百万円	34百万円
賞与引当金	84百万円	96百万円
退職給付に係る負債	19百万円	9百万円
新株予約権	30百万円	22百万円
その他	68百万円	72百万円
繰延税金資産小計	222百万円	236百万円
評価性引当額	△38百万円	△41百万円
繰延税金資産合計	183百万円	195百万円
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	22百万円	20百万円
その他	4百万円	3百万円
繰延税金負債合計	26百万円	24百万円
繰延税金資産純額	157百万円	170百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	—%	30.58%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—%	0.88%
住民税均等割	—%	1.93%
試験研究費等の税額控除	—%	△4.70%
評価性引当額の増減	—%	0.17%
その他	—%	△0.93%
税効果会計適用後の法人税等の負担税率	—%	27.93%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、契約や法令に基づく退去時における原状回復義務等を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、一部の資産除去債務については、負債計上に代えて、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の食品製造卸販売事業を営む単一セグメントであり、販売品目別に分解した収益は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
製品売上高	45,075百万円	48,172百万円
その他売上高	404百万円	481百万円
顧客との契約から生じる収益	45,480百万円	48,653百万円
連結売上高	45,480百万円	48,653百万円

製品売上高は、顧客からの受注に基づき製造した製品の販売による売上高です。

その他売上高は、顧客からの受注に基づき仕入れた商品等の販売による売上高です。

2 収益を理解するための基礎となる情報

製品売上高は、顧客からの受注に基づき製造した製品を、顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。その他売上高は、顧客からの受注に基づき仕入れた商品等を、顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。これは当該時点が製品及び商品等の法的所有権、物理的占有、製品及び商品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

物流センターの使用料等の顧客に支払われる対価は、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き取引価格から減額しております。

対価については、履行義務の充足時点から概ね2ヵ月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について重要な金融要素の調整は行っておりません。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの主たる事業は食品製造卸販売事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益等の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

「第2 事業の状況 3 [経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (1) 経営成績等の状況の概要 ③生産、受注及び販売の実績 (c) 販売実績」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	1,066.55円	1,142.21円
1株当たり当期純利益金額	63.62円	87.21円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	62.61円	86.33円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	791	1,081
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	791	1,081
普通株式の期中平均株式数(株)	12,443,387	12,394,854
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	200,746	126,578
(うち新株予約権(株))	(200,746)	(126,578)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	13,425	14,190
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	104	79
(うち新株予約権(百万円))	(99)	(74)
(うち非支配株主持分(百万円))	(4)	(4)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	13,320	14,110
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	12,489,541	12,353,931

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,034	1,951	0.42	—
1年以内に返済予定のリース債務	24	1	1.35	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	7,592	7,203	0.46	2023年4月から 2029年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	9,652	9,156	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,592	1,424	1,414	1,238
リース債務	—	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計金額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	11,846	24,395	36,695	48,653
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	400	848	1,283	1,501
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	271	593	898	1,081
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	21.82	47.80	72.39	87.21

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	21.82	25.98	24.59	14.79

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,628	5,428
売掛金	5,178	5,511
商品及び製品	27	31
原材料及び貯蔵品	230	249
その他	※1 174	※1 179
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	10,239	11,399
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 7,939	※2 7,660
構築物	696	636
機械及び装置	3,390	3,015
車両運搬具	4	2
工具、器具及び備品	327	294
土地	※2 7,110	※2 7,110
リース資産	24	14
建設仮勘定	—	105
有形固定資産合計	19,492	18,841
無形固定資産		
無形固定資産合計	79	103
投資その他の資産		
投資有価証券	13	0
関係会社株式	17	17
繰延税金資産	175	189
その他	253	307
貸倒引当金	△6	△4
投資その他の資産合計	452	509
固定資産合計	20,024	19,454
資産合計	30,263	30,854

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,667	3,960
1年内返済予定の長期借入金	※2、※3 2,034	※2、※3 1,951
未払金	※1 2,197	※1 2,322
未払法人税等	231	378
賞与引当金	276	314
その他	※1 926	※1 653
流動負債合計	9,333	9,581
固定負債		
長期借入金	※2、※3 7,592	※2、※3 7,203
退職給付引当金	123	97
その他	89	90
固定負債合計	7,805	7,391
負債合計	17,139	16,972
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,693	4,693
資本剰余金		
資本準備金	1,173	1,173
その他資本剰余金	1,851	1,854
資本剰余金合計	3,025	3,028
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	50	46
繰越利益剰余金	5,858	6,727
利益剰余金合計	5,908	6,774
自己株式	△603	△689
株主資本合計	13,024	13,807
新株予約権	99	74
純資産合計	13,124	13,881
負債純資産合計	30,263	30,854

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	45,480	48,653
売上原価	※1 39,599	※1 42,076
売上総利益	5,880	6,577
販売費及び一般管理費	※1、※2 4,786	※1、※2 5,055
営業利益	1,094	1,521
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 27	※1 28
助成金収入	8	8
その他	※1 27	※1 25
営業外収益合計	63	62
営業外費用		
支払利息	※1 52	※1 48
その他	2	2
営業外費用合計	54	51
経常利益	1,102	1,532
特別利益		
新株予約権戻入益	0	1
投資有価証券売却益	54	—
特別利益合計	55	1
特別損失		
固定資産除却損	※3 11	※3 26
投資有価証券評価損	14	13
特別損失合計	25	40
税引前当期純利益	1,132	1,493
法人税、住民税及び事業税	304	431
法人税等調整額	40	△14
法人税等合計	345	416
当期純利益	786	1,077

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費		25,223	64.3	26,863	64.5
II 労務費	※1	9,693	24.7	10,301	24.7
III 経費	※2	4,309	11.0	4,483	10.8
当期総製造費用		39,225	100.0	41,648	100.0
当期製品製造原価		39,225		41,648	

(注) ※1 労務費の中には、以下のものが含まれております。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
賞与引当金繰入額	170	189
退職給付費用	68	55

※2 経費の主なものは、以下のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
水道光熱費	1,036	1,238
衛生費	908	928
減価償却費	1,450	1,429

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

なお、事業の性格上期末仕掛品残高はありません。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
					特別償却 積立金	圧縮記帳 積立金	繰越 利益剰余金	
当期首残高	4,693	1,173	1,841	3,015	2	53	5,283	5,339
当期変動額								
剰余金の配当							△217	△217
特別償却積立金の取崩					△2		2	—
圧縮記帳積立金の取崩						△3	3	—
当期純利益							786	786
自己株式の取得								
自己株式の処分			10	10				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	10	10	△2	△3	575	569
当期末残高	4,693	1,173	1,851	3,025	—	50	5,858	5,908

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△653	12,394	31	31	146	12,573
当期変動額						
剰余金の配当		△217				△217
特別償却積立金の取崩		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
当期純利益		786				786
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	50	60				60
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△31	△31	△46	△78
当期変動額合計	50	630	△31	△31	△46	551
当期末残高	△603	13,024	—	—	99	13,124

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
					特別償却 積立金	圧縮記帳 積立金	繰越 利益剰余金	
当期首残高	4,693	1,173	1,851	3,025	—	50	5,858	5,908
当期変動額								
剰余金の配当							△211	△211
特別償却積立金の取崩								—
圧縮記帳積立金の取崩						△3	3	—
当期純利益							1,077	1,077
自己株式の取得								
自己株式の処分			3	3				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	3	3	—	△3	868	865
当期末残高	4,693	1,173	1,854	3,028	—	46	6,727	6,774

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△603	13,024	—	—	99	13,124
当期変動額						
剰余金の配当		△211				△211
特別償却積立金の取崩		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
当期純利益		1,077				1,077
自己株式の取得	△106	△106				△106
自己株式の処分	20	23				23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			—	—	△25	△25
当期変動額合計	△86	782	—	—	△25	757
当期末残高	△689	13,807	—	—	74	13,881

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品 総平均法

原材料及び貯蔵品 総平均法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 5～10年

(2) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 無形固定資産

定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見積額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、次の通りであります。

当社は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の食品製造卸販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

6 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

固定資産の減損

(2) 当事業年度に計上した金額

当社は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の製造卸販売を営むために、土地、建物、機械装置等を有しており、貸借対照表に有形固定資産19,492百万円（内土地7,110百万円）を計上しております。

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社では、有形固定資産3,391百万円（内土地2,293百万円）を有する大阪工場、1,912百万円（内土地382百万円）を有する名古屋工場、1,386百万円（内土地658百万円）を有する千葉工場において、土地の市場価格が著しく下落しており、減損の兆候が認められております。

減損損失の認識の要否の判定の結果、見積った割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる各工場の事業計画は、翌期予算及び中期経営計画に基づき、新規取引先の獲得や生産効率については、実績に基づいた一定の仮定を置いた上で見積りを行っております。

しかしながら、市場環境の変化等により見積りで用いた仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容
固定資産の減損

(2) 当事業年度に計上した金額

当社は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の製造卸販売を営むために、土地、建物、機械装置等を有しており、貸借対照表に有形固定資産18,841百万円（内土地7,110百万円）を計上しております。

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社では、有形固定資産3,292百万円（内土地2,293百万円）を有する大阪工場、1,769百万円（内土地382百万円）を有する名古屋工場、1,416百万円（内土地658百万円）を有する千葉工場、761百万円（内土地167百万円）を有する岡山工場において、土地の市場価格の著しい下落又は業績の悪化により、減損の兆候が認められております。

減損損失の認識の要否の判定の結果、見積った割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる各工場の事業計画は、翌期予算及び中期経営計画に基づき、新規取引先の獲得や生産効率については、実績に基づいた一定の仮定を置いた上で見積りを行っております。

しかしながら、市場環境の変化等により見積りで用いた仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更)

1 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、物流センターの使用料等の顧客に支払われる対価の一部について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の売上高は4,299百万円減少し、販売費及び一般管理費も同額減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響はありません。

2 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、固定資産の減損会計等の会計上の見積りにおいて、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症の影響は、今後の拡大や収束時期等を予測することが困難なことから、翌事業年度においても影響が残ると仮定しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期金銭債権	1百万円	1百万円
短期金銭債務	156百万円	159百万円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

担保に供している資産

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物	3,922百万円	3,740百万円
土地	1,140百万円	1,140百万円
計	5,062百万円	4,881百万円

担保付債務

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	600百万円	600百万円
長期借入金	4,100百万円	3,500百万円
計	4,700百万円	4,100百万円

※3 財務制限条項

前事業年度 (2021年3月31日)

当社の借入金のうち4,700百万円には財務制限条項が付されており、特定の条項に抵触した場合、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2016年8月31日付シンジケートローン契約

- ①各連結会計年度の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を2016年3月の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ②各事業年度の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を2016年3月の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

当事業年度 (2022年3月31日)

当社の借入金のうち4,100百万円には財務制限条項が付されており、特定の条項に抵触した場合、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2016年8月31日付シンジケートローン契約

- ①各連結会計年度の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を2016年3月の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ②各事業年度の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を2016年3月の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業取引による取引高	20百万円	35百万円
営業取引以外の取引による取引高	6百万円	7百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額ならびにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
運送費及び保管費	1,872百万円	1,996百万円
貸倒引当金繰入額	0百万円	△0百万円
給料及び手当	1,656百万円	1,750百万円
賞与引当金繰入額	105百万円	125百万円
退職給付費用	43百万円	36百万円
おおよその割合		
販売費	79%	79%
一般管理費	21%	21%

※3 固定資産除却損の内容

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物	1百万円	1百万円
機械及び装置	9百万円	24百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
計	11百万円	26百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2021年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	17
計	17

当事業年度(2022年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	17
計	17

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	19百万円	34百万円
賞与引当金	84百万円	96百万円
退職給付引当金	37百万円	29百万円
新株予約権	30百万円	22百万円
その他	68百万円	72百万円
繰延税金資産小計	240百万円	255百万円
評価性引当額	△38百万円	△41百万円
繰延税金資産合計	201百万円	214百万円
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	22百万円	20百万円
その他	4百万円	3百万円
繰延税金負債合計	26百万円	24百万円
繰延税金資産純額	175百万円	189百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	—%	30.58%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—%	0.89%
住民税均等割	—%	1.93%
試験研究費等の税額控除	—%	△4.73%
評価性引当額の増減	—%	0.17%
その他	—%	△0.95%
税効果会計適用後の法人税等の負担税率	—%	27.89%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同様の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	7,939	185	1	462	7,660	7,893
	構築物	696	4	—	64	636	766
	機械及び装置	3,390	462	24	812	3,015	6,188
	車両運搬具	4	—	—	1	2	18
	工具、器具及び備品	327	112	0	144	294	1,250
	土地	7,110	—	—	—	7,110	—
	リース資産	24	—	—	9	14	50
	建設仮勘定	—	105	—	—	105	—
	計	19,492	871	26	1,496	18,841	16,166
無形固定資産	無形固定資産	79	54	6	22	103	—
	計	79	54	6	22	103	—

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械装置	生産設備	462百万円
------	------	--------

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	7	1	3	5
賞与引当金	276	314	276	314

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで															
定時株主総会	6月中															
基準日	3月31日															
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日															
1単元の株式数	100株															
単元未満株式の買取り・売渡し	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額															
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社															
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社															
取次所	—															
買取・売渡手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額															
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.shinobufoods.co.jp/															
株主に対する特典	<p>株主優待制度 対象株主 毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">継続保有期間（注）</th> </tr> <tr> <th>3年未満</th> <th>3年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">株数</td> <td>500～999株</td> <td>味付海苔1缶</td> <td>味付海苔1缶</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>味付海苔1缶・焼海苔1缶</td> <td>味付海苔2缶・焼海苔1缶</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）継続保有期間の確認は、以下の基準により行います。 継続保有期間3年以上 毎年3月31日及び9月30日の株主名簿に同一の株主番号で7回以上連続して株主名簿に記載または記録された株主</p>					継続保有期間（注）		3年未満	3年以上	株数	500～999株	味付海苔1缶	味付海苔1缶	1,000株以上	味付海苔1缶・焼海苔1缶	味付海苔2缶・焼海苔1缶
		継続保有期間（注）														
		3年未満	3年以上													
株数	500～999株	味付海苔1缶	味付海苔1缶													
	1,000株以上	味付海苔1缶・焼海苔1缶	味付海苔2缶・焼海苔1缶													

（注） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第51期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月30日に近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

事業年度 第51期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月30日に近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

事業年度 第52期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月6日に近畿財務局長に提出

事業年度 第52期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月5日に近畿財務局長に提出

事業年度 第52期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) 2022年2月10日に近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2021年7月1日に近畿財務局長に提出

(5) 自己株券買付状況報告書

2021年12月10日に近畿財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月24日

シノプフーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千 崎 育 利
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 井 秀 吏

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシノプフーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シノプフーズ株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は2022年3月31日現在、連結貸借対照表に土地7,110百万円を含む18,841百万円の有形固定資産を計上しており、総資産の60.9%を占めている。当連結会計年度において大阪工場3,292百万円（うち土地2,293百万円）、名古屋工場1,769百万円（同382百万円）、千葉工場1,416百万円（同658百万円）及び岡山工場761百万円（同167百万円）について土地の市場価格の著しい下落又は業績の悪化により減損の兆候を有しているものと会社は判断している。</p> <p>会社は減損損失を認識するかどうかを判定するために、減損の兆候があると判断した工場単位で、取締役会により承認された翌期予算及び中期経営計画を基礎として主要な資産の経済的残存使用年数に亘る割引前将来キャッシュ・フローを見積っている。その上で割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識することとしている。</p> <p>工場の業績は、主として得意先の獲得及び工場の生産効率の影響を受けるため、割引前将来キャッシュ・フローの作成においては、上記の翌期予算及び中期経営計画を基礎とし得意先の獲得や工場の生産効率について一定の仮定を置いた上で見積りを行っている。この見積りにおける仮定については経営者の判断が必要であるが、当該見積りについては不確実性があり、将来キャッシュ・フローに重要な影響を及ぼすことから、当監査法人は減損損失の認識における将来キャッシュ・フローの見積りの妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損を検討するにあたり、翌期予算及び中期経営計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローについて、主として以下の手続を実施し、経営者による見積りの評価を行った。</p> <p>翌期予算及び中期経営計画に基づき作成される資産グループの将来キャッシュ・フローの作成プロセスについて、経営者等に対する質問により理解するとともにその適切性を確かめた上で、再計算を実施し、会社の作成方針通りに作成されているかを検討した。</p> <p>過年度の工場別の損益予算と実績との乖離分析を行い、過年度における損益予算の見積りの精度を評価した。</p> <p>将来キャッシュ・フローの基礎となっている売上高計画の達成可能性を検討するために、会社の経営者等に対して売上高計画の詳細を質問した。更に、新規得意先の獲得見込みについては、関連資料の閲覧により受注活動の進捗状況を把握するとともに、当期中に開始している売上取引の実績についてサンプルベースで関連する証憑等を閲覧することにより、次年度以降の売上見込額の合理性を検討した。</p> <p>工場の生産効率を表わす指標（材料費率、人件費率、製造経費率）が将来計画にどのように反映されているかを理解するため、経営者等に対する質問を行うとともに、過去の実績との比較分析等を行うことで、見積りの合理性を検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シノプフーズ株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、シノプフーズ株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月24日

シノブフーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千	崎	育	利
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	井	秀	吏
--------------------	-------	---	---	---	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシノブフーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シノブフーズ株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（固定資産の減損）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。